

# 平成26年度 自動車検査員教習（試問）のお知らせ

自動車検査員の資格を取得するための教習を次のとおり実施する旨、群馬運輸支局より通知がありましたのでご案内します。

## 1. 受講申請の受付期間

第1回 平成26年5月12日（月）～23日（金）

第2回 平成26年12月1日（月）～12日（金）

## 2. 教習日程 運輸支局及び検査法人実施

第1回 平成26年6月24日（火）～27日（金）

第2回 平成27年1月20日（火）～23日（金）

## 3. 教習試問

第1回 平成26年7月 8日（火）

第2回 平成27年2月 3日（火）

## 4. 教習の受講資格

「指定自動車整備事業業務取扱要領」第11条に基づき定められた資格者（整備主任者に選任し、その業務が教習開始日までに、整備主任者として1年以上の実務経験を有する者）で、次の要件を満たしているもの。

I. 指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者

II. 指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者

III. 上記I. 及びII. に勤務を予定している者

注：なお、直近の整備主任者法令研修を受講していること。

IV. 法第94条の4第4項に基づき自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。

V. 法の規定に違反（自動車検査員の解任命令に相当するものに限る）する事実が認められ、かつ、当該行政処分が決裁日以前に自動車検査員の職を解任され、再教習受講通知を受けた者。

## 5. 受付場所 群馬県自動車整備振興会 1階 事業部

- ・ 受講申請書は、事業部にて1ヶ月前より配付いたします（ホームページからも、ダウンロード出来ます。）
- ・ 申請書は1枚、写真1枚添付してください
- ・ 試問のみ受験される方も同様の申請書が必要となります